

5 東彼告示第 5 5 号

東彼杵町地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに
公布する。

令和 5 年 6 月 7 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

(1) ~ (6) (略)

(交付額)

第5条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(1) ~ (6) (略)

(交付額)

第5条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき30万円を加算する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。